

2026年4月

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

～手形・小切手の最終振出期限の設定等～

平素は、観音寺信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では「2026年度末までに手形と小切手機能の全面的な電子化」の目標に向けて以下の対応を実施しますのでお知らせいたします。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限:2026年9月30日(水)

2026年10月1日以降に振出された当庫の手形・小切手は当座預金から支払いができません。また、最終振出期限を設定しますので、手形・小切手の振出日については記入をお願いいたします。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の終了

受付終了日:2026年9月30日(水)

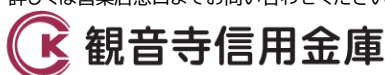
2026年10月1日以降、他金融機関の手形・小切手の入金受付を終了します。取立受付は2027年3月末までは可能ですが、当庫を支払地とする場合は2026年9月末振出分まで、他金融機関を支払地とする場合は各金融機関が設定した振出期限までに振出されたものに限ります。

3. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた当庫の対応について

実施日	実施内容
2025年8月1日	当座預金の新規口座開設の停止
	2027年4月以降を振出・期日とする手形・小切手の取立受付の停止
2025年10月1日	払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始
2026年3月31日	手形・小切手帳および自己宛小切手の発行受付終了
2026年9月30日	手形・小切手の最終振出期限
(今回のお知らせ)	他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の終了

以上

詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。



手形・小切手の全面的な電子化に向けた2027年3月末までのスケジュール

➤ 当庫の手形・小切手を振り出されるお客さま

		2026年		2027年
		3月31日	9月30日	3月31日
手形・小切手帳の発行 自己宛小切手の発行	発行可	2026年4月1日以降は手形・小切手帳および自己宛小切手の発行受付停止		
	振出可	2026年10月1日以降に振出された当庫の手形・小切手は当座預金から支払いができません。		

➤ 手形・小切手を受け取られるお客さま

		2026年		2027年
		3月31日	9月30日	3月31日
入金	支払地 当庫	入金可能	振出日が2026年9月 末までの当庫の手形・小 切手は入金可能	
	支払地 他金融機関	入金可能	入金不可	
取立	支払地 当庫	取立可能 振出日が2026年10月以降、 または支払期日が2027年4月以降の手形・小切手を除く		
	支払地 他金融機関	取立可能 振出日が各金融機関の設定した振出期限を超過、 または支払期日が2027年4月以降の手形・小切手を除く		

以上

詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。

